

議員提出議案第5号

特定都市再生緊急整備地域の指定見直しについての意見書

上記の議案を提出する。

平成30年3月26日

提出者 豊島区議会議員

島村高彦 星京子  
磯一昭 藤澤愛子  
辻薫 永野裕子  
ふるぼう知生 小林弘明

豊島区議会議長 木下 広 様

特定都市再生緊急整備地域の指定見直しについての意見書

池袋駅周辺地域は、平成27年7月、地元の悲願であった「特定都市再生緊急整備地域」に指定された。この整備目標には、池袋駅及び周辺市街地の都市基盤の再編と併せて、文化・芸術等の育成・創造・発信・交流等の機能の充実・強化を図るとともに、魅力ある商業、業務機能等を集積し、国際アート・カルチャー都市を形成することが位置づけられている。

池袋駅の西口には、国際アート・カルチャー都市の形成に重要な要素となる立教大学や東京芸術劇場、自由学園明日館など、数多くのある意味「宝物」を持っており、学術、文化芸術の色彩の濃い土地柄である。また、他に類を見ない国際アート・カルチャー都市の実現に向けた「池袋西口公園の劇場化」が平成31年秋に完成することから、今後、この特色はさらに充実強化され、有効活用が図られなければならない。

しかし、特定都市再生緊急整備地域の指定区域は、池袋駅の東側に偏り、西口側は、東口側の区域面積の27%にすぎず、非常に狭い範囲に限定されている。

池袋駅西口の指定区域外には、多くの文化・芸術資源があり、また、平成23年に開通した都市計画道路補助172号線の沿道では建物の建替え更新が進んでいる。さらに、今後、未着手の都市計画道路補助73号線の事業化と連動して都市の広がりが生まれる。

こうしたことから、整備目標とする国際アート・カルチャー都市の形成をさらに進めるため、池袋駅西口における特定都市再生緊急整備地域の区域を西池袋公園の周辺などに拡大することが必要である。

よって、豊島区議会は、国や東京都に対し、池袋駅西口の南方面への「特定都市再生緊急整備地域」の一部見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

豊島区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
東京都知事

あて